

西宮市

業務共通基盤システム活用方針

第 1.2 版

令和 7 年 3 月 11 日

株式会社日立システムズ

改訂履歴

No.	版数	改版日	改訂内容
1	0.5	2022/10/28	新規作成
2	1.0	2023/5/8	機能要件に認証機能、統合管理機能を追加
3	1.1	2024/3/31	・2023 年度 REST 連携未対応の旨を記載 ・FTP を SFTP に修正 ・共通 DB に関する記載を追記 ・文字仕様について、文字フォント（IPAmj 明朝）の記載を削除し、行政事務標準文字(MJ+)に変更 ・個別連携時の文字コード変換に関する記載を追記
4	1.2	2025/3/11	・「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 2.3 版】」、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 4.0 版】」に準拠する旨を記載。 ・連携更新機能は Push 型、情報提供機能は Pull 型に統一 ・システムバックアップ時間が 25 00～28 00 であることに伴い、SFTP 利用制限時間の修正 ・番号紐付情報の更新元システムを KS システムから住民記録システムに変更 ・標準準拠システムへの連携の際の文字コード変換に関する記載を追記
5			
6			

用語

No	用語	説明
1	業務システム	基盤が連携する、基幹系システム・主管課個別導入システム等の総称。
2	プロトコル(Protocol)	コンピュータ同士が通信をする際の手順や規約などの約束事。
3	IF	Interface の略。 ハードウェアやソフトウェアを相互に接続するための装置、プログラム、規約を指す。
4	XML	Extensible Markup Language の略。 文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語の一つ。
5	HTTP	Hyper Text Transport Protocol の略。 Web サーバとクライアントの間の通信プロトコル。
6	SOAP	Simple Object Access Protocol の略。 XMLとHTTPなどをベースとした、他のコンピュータにあるデータやサービスを呼び出すためのプロトコル。
7	FTP	File Transfer Protocol の略。 インターネットやイントラネットなどの TCP/IP ネットワークでファイルを転送するときに使われるプロトコル。
8	REST	Representational State Transfer の略。 分散システムにおいて複数のソフトウェアを連携させるのに適した設計原則の一つ。
9	WSDL	Web Services Description Language の略。 Web サービスを記述するための、XML をベースとした言語仕様。
10	EUC	End User Computing の略。 コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行なう者(エンドユーザ)が、自らシステムの構築や運用・管理に積極的に携わること。
11	Unicode	Apple 社、IBM 社、Microsoft 社など米国の情報関連企業が中心となって提唱し、1993 年に国際標準化機構(ISO)で ISO/IEC 10646 の一部(UCS-2)として標準化された文字コード体系。
12	UTF-8	UCS-2 や UCS-4(Unicode)で定義される文字集合を用いて記述された文字列をバイト列(数値の列)に変換する方式の一つ。
13	APPLIC	The Association for Promotion of Public Local Information and Communication の略。官民を問わず、地域内外にある情報システムをオープンに連携させるための基盤構築などを推進し、全国レベルでの地域情報化の実現を目的とする組織。
14	J-LIS	Japan Agency for Local Authority Information Systems の略。 地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的にする組織。
15	CSV	Comma Separated Values の略。 CSV とは、データベースの各レコードにおいて、フィールドの区切りをカンマ(,)のみで表現する形式のこと。各レコードの区切りは改行で表す。
16	UDDI	Universal Description, Discovery and Integration の略。 XML を応用した、インターネット上に存在する Web サービスの検索・照会システム。検索サービスの登録情報は WSDL という XML ベースの言語で定義される。
17	RDBMS	Relational DataBase Management System の略。 データの集合をテーブルと呼ばれる表で表す方式。ID 番号や名前などのキーとなるデータを利用して、データの結合や抽出を容易に行うことができる。中小規模のデータベースでは最も一般的な方法。
18	SQL	Structured Query Language の略。 リレーショナルデータベース(Relational DataBase)の操作を行なうための言語の一つ。
19	アーキテクチャ	OS、ネットワーク、ハード/ソフトウェア、システムなどの基本設計や設計思想のこと。
20	MS-IME	Microsoft 社の日本語入力ソフト。
21	IME 辞書	MS-IME 用のシステム辞書
22	MS 明朝	Microsoft Windows の日本語版に標準で搭載されている明朝体の和文 TrueType フォント。
23	提供側業務システム	データ連携における業務データの発生源となる業務システム。

No	用語	説明
24	利用側業務システム	他業務システムで発生する業務データをデータ連携により取得する業務システム。
25	SFTP	SSH File Transfer Protocol の略。 SSH で暗号化された通信路を使って安全にファイルを送受信するプロトコル。
26	SSH	Secure Shell の略。 ネットワークを通じて他のコンピュータに接続し、文字列による対話的な操作を行うことができるソフトウェアおよび通信プロトコルの一つ。

目次

第1章 はじめに

第2章 業務共通基盤システムの概要

- 1．業務共通基盤システムの全体像
- 2．業務システムの実施範囲

第3章 業務共通基盤システムの機能要件

- 1．統合データベース機能
- 2．データ連携機能
- 3．共通データ管理機能
- 4．申請管理機能
- 5．文字管理機能
- 6．認証機能
- 7．統合管理機能

第4章 業務共通基盤システムの非機能要件

- 1．業務共通基盤システムの非機能説明

第5章 新規連携追加時の考え方

- 1．業務システム導入時の考え方
- 2．初期データ移行の考え方
- 3．追加のデータ連携の考え方

第1章 はじめに

本活用方針は、業務共通基盤システムの機能概要および業務共通基盤システムと各業務システムを稼働・連携させるための要件を取り纏めた文書である。

業務システムの導入時には本活用方針に準拠し、デジタル推進課および業務共通基盤システム構築業者と調整の上、連携できるよう構築すること。

なお、要件やシステム機能などの詳細については、業務共通基盤システム利用ガイドラインを参照すること。

第2章 業務共通基盤システムの概要

1. 業務共通基盤システムの全体像

業務共通基盤システムは、全業務システムが共通的に利用する機能を提供する。

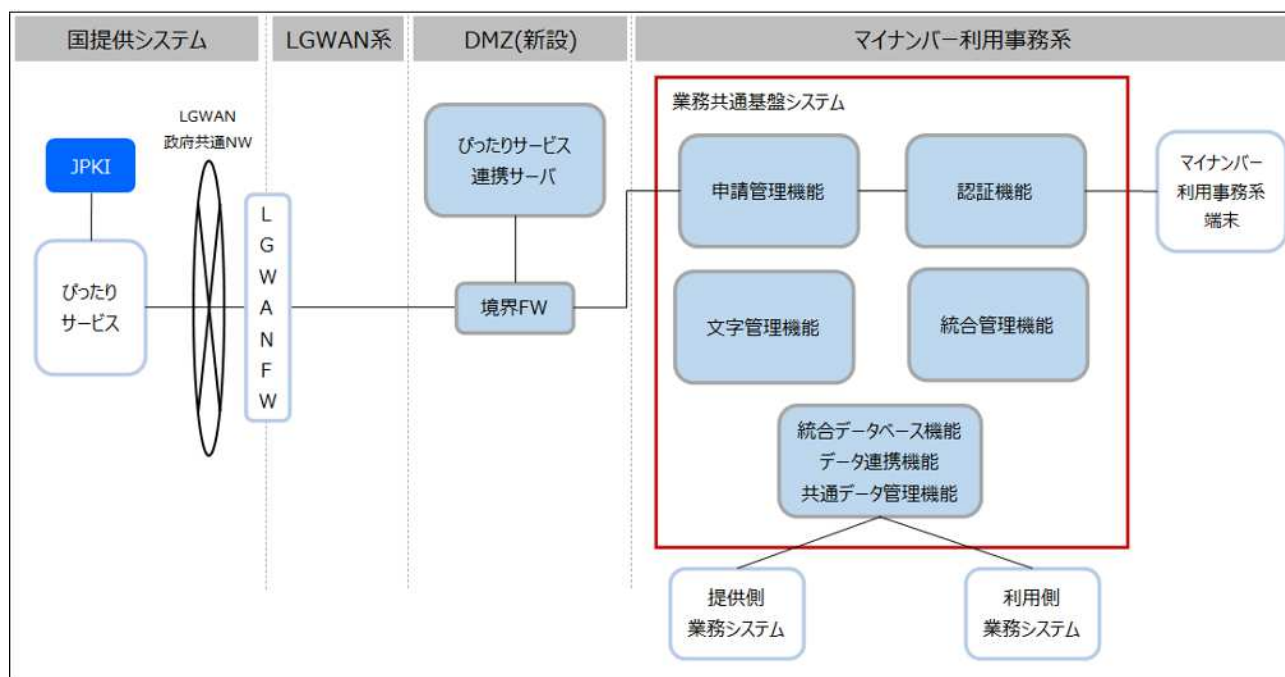


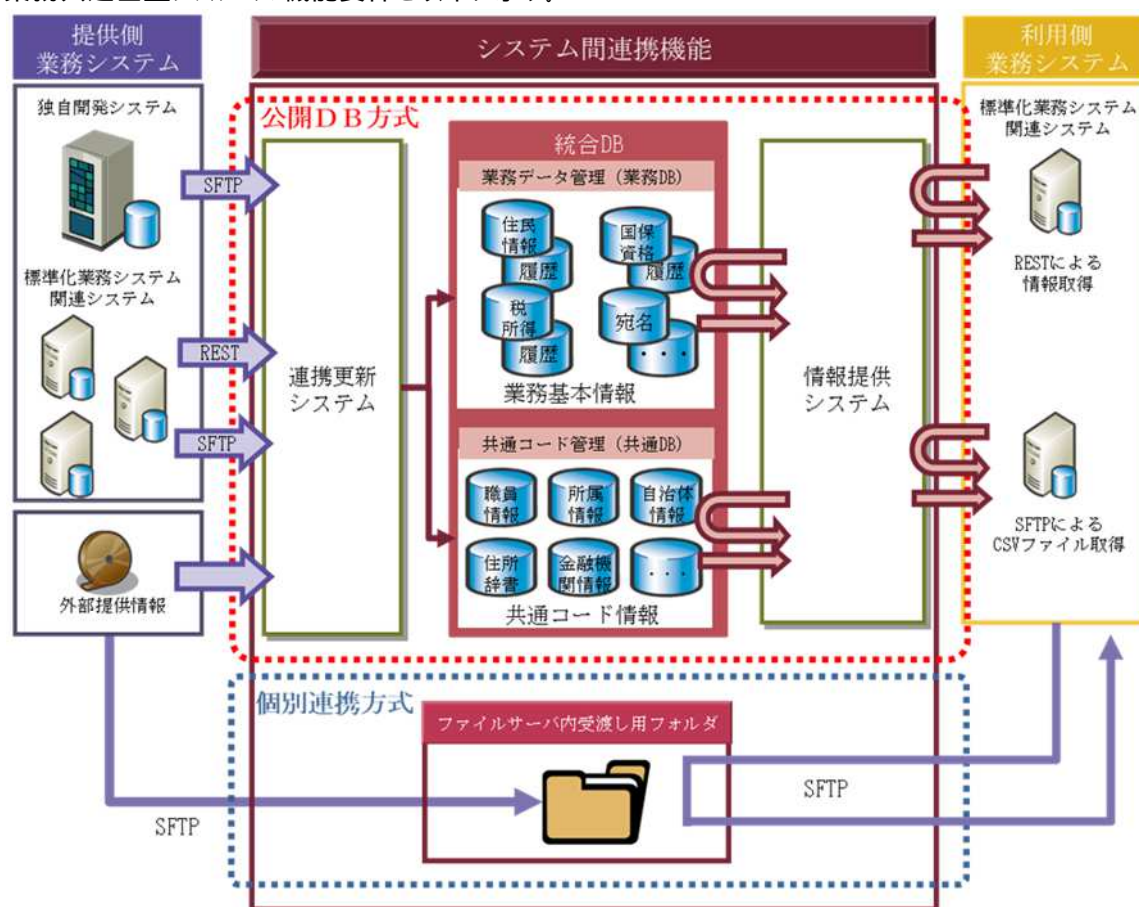
図 2-1 システム全体像

2. 業務システムの実施範囲

業務システムの実施範囲として、個別の業務機能を保有したシステムの構築、運用保守、業務共通基盤システムとの通信（データの送受信）を行うための機能を対象とする。OS（Windows Server 2019 等）を含めた業務共通基盤システムと連携を行うために必要なハードウェア、ミドルウェア等については各業務システムで準備（構築）すること。

第3章 業務共通基盤システムの機能要件

業務共通基盤システムの機能要件を以下に示す。



REST 連携はデータ要件・連携要件標準仕様書【第 4.0 版】では未使用。使用決定後記載予定。

図 3-1 連携機能のイメージ

1. 統合データベース機能

各業務システム間で必要となるデータを業務共通基盤システムの統合データベース（以下、「統合 DB」という。）上で管理することで、業務システム間のデータ交換を効率的に実現する。

(1) 統合データベースの保有データ

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 4.0 版】に準拠し、定義されている項目および各データ項目において、キー項目以外は可変長とする。

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 4.0 版】で定義されている項目以外で、利用側業務システムが必要とする項目についても発生元である提供側業務システムでデータを保持していることが前提で、協議の上対応する。

(2) データ管理方法

統合 DB で保持するデータについては、あくまで「副」として二次利用するものとし、「正」として管理するデータは各業務システムで保持しているデータとする。

そのため、提供側業務システムは、提供データの「順序性」「正当性」を保証すること。

2. データ連携機能

データ連携機能は、デジタル庁にて策定中の地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 2.3 版】に準拠した業務システム間のデータ連携機能を提供する。

実装にあたっては、公開用 DB 方式と共通インタフェース方式の両方式に対応しており、業務システム間で連携する情報や、複数の業務システムで共用する情報などを、統合 DB を使用して一元管理する。

データ連携において、異動事由コードなどの業務コードは地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 4.0 版】に準拠したコード値を業務システムから提供することとする。ただし、提供側業務システム独自の業務コードとのコード対応表を提示すること。

また、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 4.0 版】に規定のない業務コードに対しては貴市担当者と業務システム間で協議のうえ、必要に応じて業務コード変換機能を提供する。

データ連携機能は、次の機能によって構成される。

表 3-1 データ連携機能の構成

No	機能	概要
1	連携更新機能	提供側業務システムから情報連携を行い、統合 DB 内のデータを更新する。
2	情報提供機能	統合 DB 内データを利用側業務システムへ提供する。
3	データ検索機能	共通情報を利用する業務システムに対して、統合 DB のデータを参照する機能を提供する。

(1) 業務システムとの IF 概要

提供方式

業務システムの要件により、下記の提供方式を選択可能とする。

- 連携更新機能：Push 型

提供側業務システムは、業務システム DB が更新されたタイミングで情報を提供する。

提供側業務システムは、予め決めておいたタイミングで情報を提供する。

- 情報提供機能：Pull 型

利用側業務システムは、予め決めておいたタイミングで統合 DB が保持する情報を取得する。

連携単位・タイミング

提供側業務システムが連携する情報の単位は、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 2.3 版】での定義を基準とする。連携タイミングは、利用側業務システムの要件や運用に応じて、リアル、疑似リアル、日次、週次、月次、年次、随時から選択するものとし、提供側業務システムは利用側業務システムの連携タイミング以上の多頻度で連携タイミングを実装する必要があることを留意しておくこと。

なお、疑似リアル間隔については、別途協議とする。

連携プロトコル

業務システムの要件により、表 3-2 に記載の連携プロトコルを選択可能とする。

表 3-2 連携プロトコル一覧

No	連携プロトコル	説明
1	REST (Web サービス)	REST 連携はデータ要件・連携要件標準仕様書[第 4.0 版]では未使用。使用決定後記載予定。
2	SFTP (ファイル)	電子ファイル(CSV ファイル)の受け渡しを基本とした連携であり、以下の構成を前提とする。 業務共通基盤はファイルの受け渡し用のディレクトリを用意し、業務システムは同ディレクトリに対してファイルの送信あるいは受信を行うこととする。 ファイルの受け渡しに適用する通信プロトコルは SFTP とする。 SFTP は、公開鍵認証による連携とする。(パスワード認証は使用しない) ファイルの送信・受信には、当該処理の完了を通知する仕組みを実現する。

データ連携機能における機能適用可否の組み合わせ

連携更新機能及び情報提供機能については、組み合わせにより、適用可否が異なる。

下表に適用可否を示す。

表 3-3 データ連携機能適用可否の対応

No	連携更新機能/ 情報提供機能	業務システム視点での 提供タイミング	連携プロトコル	左記組み合わせの 可否
1	連携更新機能	Push	REST	
2			SFTP	可
3		Pull	REST	
4			SFTP	不可
5	情報提供機能	Push	REST	
6			SFTP	不可
7		Pull	REST	
8			SFTP	可

REST 連携はデータ要件・連携要件標準仕様書[第 4.0 版]では未使用。使用決定後記載予定。

SFTP 連携における IF

業務上必要となるデータ(業務データ)と、格納完了通知ファイルのファイルセット構成を基本とする。

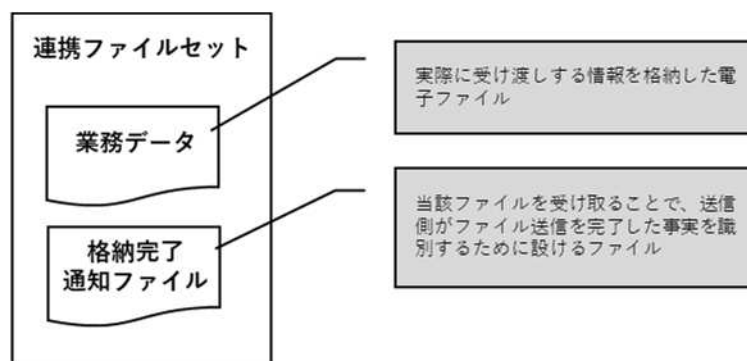


図 3-2 SFTP 連携における標準連携データ

業務データ、格納完了通知ファイルの2つのファイルで構成されている連携データを連携ファイルセットと呼ぶ。このファイルセットの CSV ファイルフォーマットについては、表 3 - に示す。

なお、提供側業務システムは、連携する対象データが0件であった場合でも業務データが0バイトの連携ファイルセットで連携を行うこと。業務共通基盤システムから利用側業務システムに対して0件のデータを連携する場合も業務データが0バイトの連携ファイルセットで連携を行う。

表 3 - 4 CSV ファイルフォーマット

No	項目	仕様
1	文字符号化形式	UTF-8
2	BOM (Byte Order Mark)	不要
3	EOF (End Of File)	不要

表 3 - 5 SFTP 連携における標準連携データの説明

No	ファイル	利点
1	格納完了通知ファイル	ファイルの送受信で当該処理の完了を意識付けることができる。

業務共通基盤システムの保持する情報項目

2025/3 時点、業務共通基盤システムの統合 DB で保持している情報名を下表に示す。なお、現時点で設計中のものは随時更新する予定である。

表 3-6 統合 DB 情報一覧

No	区分	内容
統合 DB		
1	業務 DB	001o005：住民情報（個人番号なし） 001o006：住民情報（個人番号あり） 001o009：支援措置対象者情報
2	共通 DB	職員情報
3		所属情報

(2) その他制約事項

データ連携内容・形式について

業務共通基盤では、データ要件・連携要件標準仕様書【第 4.0 版】に準じたデータ内容（業務コード項目については、コード値とコード内容）、形式（属性、桁数）で保持する。そのため、データ要件・連携要件標準仕様書【第 4.0 版】に準じていない提供側業務システムのデータ内容、形式の場合には、提供側業務システムで変換した後に保持する。

また、利用側業務システムも同様に、業務共通基盤と利用側業務システムでデータ内容、形式が仕様に準じていない場合は、業務共通基盤から連携された後、利用側業務システムで変換を行うこととする。

SFTP 連携の利用制限時間について

25 00～28 00 の時間帯は業務共通基盤システムのバックアップのため、SFTP 連携によるファイル転送が利用できなくなる。SFTP 連携を利用する際は該当の時間以外にファイル転送を実施すること。

利用制限時間については貴市と協議の上決定する予定である。

３．共通データ管理機能

(１) 機能概要

金融機関情報や全国町字情報など複数の業務システムで共通的に利用されることが見込まれるデータを共通データとして定義し、統合 DB で一元管理する。共通データ情報の業務システムへの提供にあたっては、データ連携機能(共通情報提供機能)を利用する。

共通データとして管理する情報を以下に示す。

表 3 - 7 共通データ情報一覧

No	情報	テーブル内容
1	職員情報	西宮市職員の情報
2	所属情報	西宮市所属の情報

(２) 業務システムとの IF 概要

業務共通基盤システムから利用側業務システムへの連携仕様については、「２．データ連携機能」が提供する「2. (1) SFTP 連携における IF」のインタフェースにしたがって送信する。そのため、共通データ情報における利用側業務システムとの固有のインタフェースは存在しない。

4 . 申請管理機能

(1) 機能概要

ぴったりサービスのダウンロード機能から申請管理システムへ申請データの転送を行う。ダウンロード機能から取得した申請データ（ZIP 形式）を解凍し、その中の各データをデータベースに登録する。登録された申請データは管理画面からステータスの状態を確認できる。

(2) 業務システムとの IF 概要

住民記録システムと連携を行い、申請管理システムで保持しているシリアル番号と宛名番号の紐付情報の最新化を行う。申請データを迅速に業務システム側で処理することを最優先とするために、申請データは各業務担当者が確認の上で、必要に応じて各業務システム側にて手動で転記する運用とするか、業務負担の軽減を目的とするために、申請管理システムから出力された申請 ZIP ファイルを各業務システムが取得する方式とする。

また、申請管理の手続き対象業務が追加となった場合、申請管理システムのデータベースの設定や定義ファイルの修正が必要となる。

5 . 文字管理機能

(1) 機能概要

業務共通基盤システムと各業務システムとでデータ連携を行う際に必要に応じて文字コードの変換を行う。

(2) 業務システムとの IF 概要

業務共通基盤システムを利用するシステム間連携における文字管理機能において、西宮市で準備する文字コード変換テーブルを使用し、コード変換を実施する。ただし、標準準拠システム間の連携における文字コードは標準仕様に規定されているため、業務共通基盤にて文字コード変換は実施しない。標準準拠外システムへの連携は業務共通基盤にて文字コード変換を実施する。また、業務システム側が独自の文字コードを使用する場合には、業務システム側と仕様調査・検討し、変換をどちらで行うか決定する。業務システム側が独自の文字コードを使用し、業務共通基盤システム側で文字コード変換を行う場合には、業務システム側から業務共通基盤構築業者に対し、業務共通基盤の基準文字仕様と独自の文字コードの対応を表す、文字コード変換テーブルを提供することを前提とする。

個別連携方式において文字コード変換は実施しないため、文字コード変換が必要な場合は、提供側業務システム及び利用側業務システムにて双方協議の上で対応する。

業務共通基盤の基準文字仕様は Unicode とする。詳細は次表のとおりとする。

表 3 - 8 基準文字仕様

文字フォント	未定（標準仕様に則る）
文字コード	JISX 0221 2020(Unicode)
文字エンコード	UTF-8
文字集合(文字セット)	行政事務標準文字（MJ+）

6．認証機能

(1) 機能概要

統合 ID の管理、二要素認証によるシングルサインオンにて業務システム内のアクセス権限制御を行う。

(2) 業務システムとの IF 概要

利用者が IC カードを挿入しパスワード入力で端末にログインした後は、利用者が再度認証手続きをすることなく、Biz ランチャーから業務システムを起動して業務開始する。利用者は端末ログイン時の一度の認証のみで、ポータル画面を通して、業務システムへシングルサインオン接続できる。業務共通基盤システムで保持している利用者の職員情報を業務システムへ連携し、業務システムへのシングルサインオンを可能とする。

7．統合管理機能

(1) 機能概要

業務共通基盤システムと各業務システムとでデータ連携を行う際にジョブネットの登録、登録されたジョブの実行、ジョブ実行結果の管理を行う。

(2) 業務システムとの IF 概要

各業務システムに JP1/Base を導入することにより、Windows のイベントログを監視し、必要に応じて障害通知を行うことができる。

業務共通基盤システム上には各業務サーバの OS 起動を確認するため死活監視のジョブネットを登録する。この死活監視のジョブネットを実装するために各業務システムに JP1/Base を導入する必要はない。

第4章 業務共通基盤システムの非機能要件

1. 業務共通基盤システムの非機能説明

業務共通基盤システムの非機能要件に基づき業務システムに求める要件を以下に示します。

(1) 信頼性要件

ア．可用性

業務システムは、障害によりシステムが停止することで市民に多大な影響を及ぼす重要なシステムである。そのため、業務共通基盤システムは、冗長化構成をとりシステムが停止した状態が発生しないような仕組みとする。障害発生時に備えフルバックアップデータ及び差分データを取得し、障害発生時点に復旧を行う。また、災害時については、優先度を考慮した段階的な復旧を行う。

イ．完全性

業務共通基盤システムが格納するデータは、市民の個人情報に関する情報が入った重要なデータである。そのため、磁気ディスクの二重化を取り入れたハードウェアを採用する。データ連携で扱うデータの発生源は必ず一ヶ所に限定し、データを一方通行で流すことで整合性を確保する。また、データ連携の異常終了時においても、連携処理済番号を管理することで、データ整合性が失われないよう対策する。

ウ．機密性

業務共通基盤システムが格納するデータは一部個人情報を含むものがあるため、ログの取得を実施し、いつ、誰が、何をしたのか等を確認できる状態とする。

(2) 拡張性要件

ア．拡張性要件

業務システムは、業務共通基盤システムの稼働後に、業務共通基盤システムを介してデータ連携を行う各業務システムが稼働する等、拡張性の高いシステムが必要となるため、将来の業務変更や制度変更、機器増設等に対する拡張性を有する。

イ．システム中立性要件

業務共通基盤システムは、ベンダ固有のソフトなど特定の技術、製品に依存しない。また、各業務システムにおいても、業務共通基盤システムとのデータ連携及び通信に関して、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.3版】に準拠したプロトコルをサポートとすること。

(3) セキュリティ要件

ア．不正利用対策

不正利用を防ぐため、業務共通基盤システムの各機能の利用にあたってはユーザ権限等で制限する。

イ．ウイルス対策

ウイルスの侵入・拡散によるシステムの停止やデータの漏洩が発生しないよう、ウイルスチェックの機能を設ける。

ウ．ログの収集

業務共通基盤システムの各機能の利用について、いつ、誰が、どのシステムから、何を行ったのか等をログに記録し、管理する。

エ．データ保全

ICカードとパスワード認証の二要素認証で、業務システムの入口であるポータル画面を起動する。

職員情報（氏名、所属等）と利用権限を管理し、ポータル画面にて、動作可能な業務システムのみを表示する。なりすましの防止と、利用権限のないシステムの誤操作の防止を行う。

(4) 保守性要件

ア．システム修正対応

システム修正時には、影響調査を行い、影響範囲やリリース計画を明確にし、有識者レビューでその妥当性や影響範囲の確認を行う。また、事前にテスト環境で修正の有効性を確認する。また、システム修正前や修正後に業務システム側への影響確認を行う可能性がある。

イ．予防保守

バージョンアップやパッチ適用の要否を判断し、予防保守を実施する。予防保守作業を行う場合はデジタル推進課および業務共通基盤システム構築業者と協議、日程を調整し作業を行う。

第5章 新規連携追加時の考え方

1. 業務システム導入時の考え方

業務共通基盤システムと新規に連携するシステムが発生した場合、それが確定して速やかに、遅くとも本番稼働（連携開始）の6ヶ月以上前にデジタル推進課および業務共通基盤システム構築業者に連絡すること。

対応時の流れは以下の通りだが、詳細は打合せで決定する。

表 5-1 業務システム導入時の流れ

No	内容	作業主体	
		業務システム	業務共通基盤システム
1	新規システム導入の連絡	○	
2	要件の確認およびガイドライン、様式 1～5 の説明・打合せ	○	○
3	様式 1～5 の提出	○	
4	設計・開発（必要に応じて打合せ）	○	○
5	連携テスト	○	○
6	本番稼働	○	○

作業主体凡例：○作業実施主体

業務システム導入時のシステム間連携における文字コードの変換は、原則、業務共通基盤システムが行う。ただし、標準準拠システム間の連携における文字コードは標準仕様に規定されているため、業務共通基盤にて文字コード変換は実施しない。標準準拠外システムへの連携は業務共通基盤にて文字コード変換を実施する。また、業務システム側が独自の文字コードを使用する場合には、業務システム側と仕様調査・検討し、変換をどちらで行うか決定する。業務システム側が独自の文字コードを使用し、業務共通基盤システム側で文字コード変換を行う場合には、業務システム側から業務共通基盤構築業者に対し、業務共通基盤の基準文字仕様と独自の文字コードの対応を表す、文字コード変換テーブルを提供することを前提とする。

また、業務共通基盤システムで保持している職員情報に新たに導入する業務システムを使用する職員情報を追加し、業務システムへのシングルサインオンを可能とする。

2. 初期データ移行の考え方

(1) 提供側システムとなる情報について

提供側となる情報については、業務共通基盤システムの統合 DB に初期データ移行が必要となる。データ移行については、業務共通基盤システムの仕組みを活用する。その後の連携含めた詳細な仕様については、データ連携の利用ガイドラインを参照すること。

データ移行の概要について以下に示す。

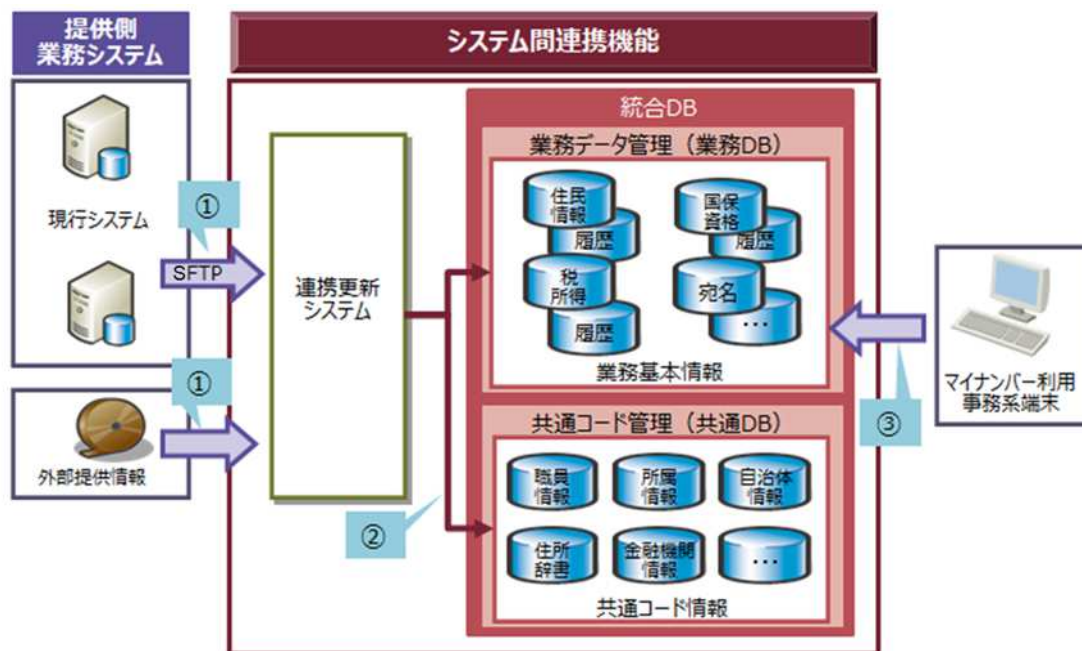


図 5-1 データ移行のイメージ

ア．データの抽出（上記図 ）

現行システムからのデータ抽出は、各業務システムで行う。

イ．提供データの変換（上記図 ）

業務共通基盤システムの仕組みを利用して、初回（全件）連携を業務共通基盤システムで行う。なお、連携時に、業務共通基盤システムで利用できるように変換して取り込む。

ウ．提供データの加工、修正及び生成（上記図 ）

提供されたデータが仕様どおりであるか確認し、不具合を起こすデータがある場合は、必要に応じて、データの再作成、加工、修正などを行う。

なお、統合 DB は副本であり、正本となる業務システム側の情報に修正が必要となった場合は、別途、対応を検討する。

(2) 利用側システムとなる情報について

稼働後、他システムとの連携は業務共通基盤システムを介することを基本とするが、業務システムで必要な初期データは、対象のデータを保有する既存システムと調整の上、業務共通基盤システムを介さず初期データ移行すること。

ただし、業務システムが提供システムとなる情報を除き、業務共通基盤システムに保有している情報かつ稼働後もその情報について業務共通基盤システムを介した連携を行う情報については、業務共通基盤システムを介して初期データを移行する場合もある。

また、業務連携開始時のデータの時点を確認する必要があるため、移行した初期データの時点およびどの時点から連携開始とするかを業務共通基盤システム構築業者と調整すること。

3. 追加のデータ連携の考え方

追加のデータ連携が発生する場合、以下の2パターンに分けて対応する。

なお、ここでは追加の場合のみを説明しているが、削除の場合も速やかにデジタル推進課および業務共通基盤システム構築業者に連絡すること。

(1) 連携インタフェースを追加する場合

連携インタフェース自体の追加は様式1の変更となるため、それが確定して速やかに、遅くとも連携開始の6ヶ月前にデジタル推進課および業務共通基盤システム構築業者に連絡すること。

対応時の流れは以下の通りとする。

表 5-2 連携インタフェース追加時の流れ

No	内容	作業主体	
		業務システム	業務共通基盤システム
1	様式1～3の変更分の提出	○	
2	設計・開発（必要に応じて打合せ）	○	○
3	連携テスト	○	○
4	連携開始	○	○

作業主体凡例：○作業実施主体

(2) 連携インタフェースを変更（項目追加）する場合

すでにあるインタフェースにおける項目の追加は、それが確定して速やかに、遅くとも連携開始の1ヶ月前にデジタル推進課および業務共通基盤システム構築業者に連絡すること。

対応時の流れは以下の通りとする。

表 5-3 連携インタフェース変更時の流れ

No	内容	作業主体	
		業務システム	業務共通基盤システム
1	様式2, 3の変更分の提出	○	
2	設計・開発（必要に応じて打合せ）	○	○
3	連携テスト	○	○
4	連携開始	○	○

作業主体凡例：○作業実施主体

以上